

平成 22 年 7 月 23 日

各 位

福岡県福岡市中央区天神三丁目 14 番 31 号
メディアファイブ株式会社
代表取締役社長 上野 英理也
(コード番号：3824 Q-Board)
問合せ先：常務取締役管理本部長 吉行 亮二
(電話番号：092-761-0078)
<http://www.media5.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 23 日開催の取締役会において、定款を一部変更する議案を、平成 22 年 8 月 25 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) その他定款全般にわたり、語句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. コンピュータ関連のソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理	1. コンピュータ関連のソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売	2. コンピュータの周辺機器の企画、開発、販売
3. 情報処理サービス業および情報提供サービス業	3. 情報処理サービス業、 <u>情報提供サービス業及び通信提供サービス業</u>
(新設)	<u>4. 情報通信システムの設計、開発、運営管理、賃貸及びこれらに関するコンサルティング業務</u>
<u>4. インターネットホームページの製作、企画立案</u>	<u>5. インターネットホームページの製作、企画立案</u>
<u>5. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u>	<u>6. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u>
<u>6. 有料職業紹介事業</u>	<u>7. 有料職業紹介事業</u>
<u>7. コンピュータ技術者養成のための研修事業</u>	<u>8. コンピュータ技術者養成のための研修事業</u>
<u>8. キャラクターの企画・開発・販売</u>	<u>9. キャラクターの企画・開発・販売</u>
<u>9. 経営コンサルタント業務</u>	<u>10. 経営コンサルタント業務</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="229 273 670 300">10. 前各号の業務に付帯する一切の事業</p> <p data-bbox="204 349 344 376">(機関の設置)</p> <p data-bbox="178 389 788 456">第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p data-bbox="236 465 376 533">1. 取締役会 2. 監査役</p> <p data-bbox="414 582 564 609">第2章 株式</p> <p data-bbox="204 658 367 685">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="178 698 788 801">第8条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="204 851 392 878">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="178 891 788 994">第9条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="392 1043 587 1070">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="204 1120 466 1146">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="178 1160 788 1541">第10条 当社は毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p data-bbox="204 1590 271 1617">(招集)</p> <p data-bbox="178 1630 788 1733">第11条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p data-bbox="204 1783 440 1809">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="178 1823 788 1890">第12条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。</p>	<p data-bbox="861 273 1302 300">11. 前各号の業務に付帯する一切の事業</p> <p data-bbox="836 349 976 376">(機関の設置)</p> <p data-bbox="810 389 1426 456">第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p data-bbox="868 465 1008 533">1. 取締役会 2. 監査役</p> <p data-bbox="1043 582 1193 609">第2章 株式</p> <p data-bbox="836 658 999 685">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="810 698 1426 801">第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="836 851 1024 878">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="810 891 1426 994">第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="1021 1043 1216 1070">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="836 1120 1094 1146">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="810 1160 1426 1541">第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p data-bbox="836 1590 903 1617">(招集)</p> <p data-bbox="810 1630 1426 1733">第11条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p data-bbox="836 1783 1046 1809">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="810 1823 1426 1890">第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし開示)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載<u>または</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主<u>または</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>で</u>行う。</p> <p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>予め</u>定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし開示)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>をもって</u>行う。</p> <p>(代表取締役<u>及び</u>役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第22条 当社は、取締役会の決議事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>第22条 当社は、取締役会の決議事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第25条 当社の監査役は3名以内とする。</p>	<p>第25条 当社の監査役は、<u> </u>3名以内とする。</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第28条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。</p>	<p>第28条 監査役の報酬等は、<u> </u>株主総会の決議により定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役にについては50万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額、社外監査役については法令が定める金額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役にについては50万円以上で予め定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額、社外監査役については法令が定める金額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 剰余金の配当は、株主総会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）</u>を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成22年8月25日
平成22年8月25日

以上